

町田市が実施している成人健康相談について

	成人健康相談事業	保健指導事業
	(町田市の独自施策) 保健所【保健予防課】	(法律により自治体に実施が義務付けられた事業) 町田市【保険年金課】
対象	以下のすべてに該当される方 <ul style="list-style-type: none"> ・右記の保健指導事業の対象でない方 ・食生活などに関して心配がある方 ・医療機関で生活習慣病の管理指導を受けていない方 	以下のすべてに該当される方 <ul style="list-style-type: none"> ・40歳から74歳の方 ・町田市国民健康保険被保険者 ・成人健康診査の結果が保健指導の判定基準に該当(※)
実施者	町田市の栄養士	町田市から委託を受けた外部の専門事業者
申し込み	このページにあるお申し込み先までご連絡ください。	対象となった方には通知、電話でお知らせします。郵送、電話、メールでお申し込みになれます。
事業内容	疾病予防や健康増進を図ることを目的に個別相談を行います。実施回数は年12回です。	食事や運動を中心とした生活習慣の改善をサポートします。最初に面談を一度行い、その後は電話や手紙などで支援します。年を通じて実施しています。

※保健指導の判定基準については、保険年金課のページをご覧ください。